

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会採用試験案内

[令和6年1月採用]
※手話通訳者派遣事務所

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会
〒335-0005
埼玉県蕨市錦町3-3-27
蕨市総合社会福祉センター内
TEL048(432)6760

令和6年1月1日付採用の職員を募集します。
採用試験を次のとおり実施いたしますので、ご応募ください。

1. 採用職種、採用予定人員、受験資格

[応募資格] ※①～④に全て該当する方	
①手話通訳士、手話通訳者全国统一試験合格者、都道府県手話通訳者に登録されている方、又は過去に登録されていた方、市町村専任手話通訳者の経験がある方のうちいずれかに該当される方。	
②昭和53年4月2日以降に生まれた方。 ※長期勤続のキャリア形成を図る観点から、受験資格に生年月日による要件を設定しています。	
③社会福祉に熱意のある方で、学校教育法による大学・短期大学・高等学校を卒業した方で、社会福祉主事任用資格(大学3教科主事含む)の資格を取得の方。 ※ 上記資格をお持ちでない方は、入職後、社会福祉主事任用資格を取得していただく条件付きで応募が可能です。	
④普通自動車運転免許(AT限定可能)を取得されている方は尚可。	
職種	採用予定数
総合職	若干名

※ 次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- 成年被後見人及び被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

2. 業務内容

職種	業務内容
総合職	総合職の職員採用の募集です。※地域福祉課に配属となりますが、福祉分野に関する多様な知識やスキルを身につけるため、他の課所へ異動となる場合があります。事業内容につきましては、蕨市社会福祉協議会ホームページをご参照ください。 (https://warabisyakyo.org/)

3. 申込手続

所定の書類を下記期間内に郵送又は本人が持参してください。

[提出書類]

(1)職員採用試験申込書兼履歴書・受験票

全会指定の用紙(自筆(鉛筆、消せるボールペン等は不可)で記入して下さい。また、3ヶ月以内に撮影の写真を貼り付けること。

※ 職員採用試験申込書兼履歴書・受験票は本会に取りに来ていただくか、ホームページからダウンロードすることも可能です。

(2)作文(1次試験) 下記の課題により、作文を作成し提出してください。

課 題

あなたが考える「思いやり」について

※ 市販の作文用紙(800字詰め)に1枚以上2枚以内での作成をお願いします。

※ 原稿用紙はホームページからダウンロードすることも可能です。

※ HBの鉛筆を使用してください。

(3)卒業証明書

(4)資格証の写し

※応募資格に定める資格、自動車運転免許証の写しを提出してください。

※資格・免許取得予定者については提出不要です。

(5)返信用封筒

※封筒のサイズ…長形3号(長さ23.5cm/幅12cm程度)に、受験者本人の氏名及び住所を記載のうえ、84円切手を貼付のこと。※この返信封筒により、1次試験の結果と、受験票を送付いたします。※受験票は合格者のみ送付します。

4. 受付期間及び受付時間

令和5年8月1日(火)から令和5年10月13日(金)まで ※締め切り日の午後5時必着
※持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日は受付不可です。

5. 試験方法及び内容

1) 選考 1次選考試験

職種	試験科目	試験時間	内容
総合職	作文試験	-	上記課題により作文を作成。試験申込時に事前提出していただきます。

2次選考試験

職種	試験科目	試験時間	内容
総合職	教養試験	60分	一般教養試験
	適性検査	30分	職場適応性に関する検査
	手話技術確認	15分程度	日常会話レベルの技術確認
	面接試験	15分程度	個別面接による試験

6. 試験日時及び会場

職種	日時	試験会場
総合職	日時については、応募確定後に随時決定いたします。	試験会場については、応募確定後に随時決定いたします。

7. 試験に際しての注意事項

- (1) 試験については、鉛筆での記入となりますので、必ずHBの鉛筆と消しゴムを持参してください。
- (2) 使用できる時計は、時計機能だけのものに限りません。(携帯電話、スマートフォン等の使用はできません)
- (3) 試験会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。なお、公共交通機関の遅れにより遅刻した場合には、交通機関が発行する遅延証明書により、所定の時間を変更して受験することができます。
- (4) 試験日当日に緊急連絡等がある場合の連絡先
蕨市社会福祉協議会 総務課 (TEL048(432)6760) ※午前8時30分以降対応可

8. 合格から採用まで

- (1) 合格者には資格証等の必要書類を提出していただきます。(詳細は別途通知します)
- (2) 試験受験者全員に対して、受験後書面で通知します。(合格者には事前に電話にて通知します)
試験の合格者に対しては合格通知書を交付し、合格者名簿に登載します。
- (3) 試験の結果等については、電話等によるお問い合わせには、一切応じることはできません。
- (4) 採用は令和6年1月1日以降になりますが、入職後に受診する健康診断の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合や、資格取得の条件を満たさない場合には、合格者名簿から削除される場合があります。
- (5) 合格者本人の同意のうえで、採用日を早める場合があります。

9. 採用後の勤務条件等について

(1) 身分は社会福祉法人蕨市社会福祉協議会職員となります。

(2) 初任給について

総合職

最終学歴	初任給(基本給)		地域手当を加算した場合の給料(参考)
大学卒	178,400円	→	194,456円
短大卒	164,100円	→	178,869円
高校卒	149,700円	→	163,173円

※ この初任給は、新卒者に係る令和5年4月1日現在の蕨市社会福祉協議会職員給与規程のものであり、採用前に改定等があった場合には、改定額となります。

※ 過去の職務経歴等によって、経歴換算する場合があります。

[例] 大学卒の場合(過去の職務内容により異なります。)

職務経歴5年 222,796円(地域手当込)

職務経歴15年 260,292円(地域手当込)

※ この基本給のほか、地域手当・扶養手当・住居手当・通勤手当等が支給条件に応じて支給されます。

※ 賞与年間4.4カ月分支給(6月・12月)

(3) 勤務条件について

ア) 勤務時間は午前8時30分から午後5時15分(休憩時間60分)となります。

イ) 休日は、土曜日・日曜日・国民の祝日及び年末年始です。

ウ) 休暇は、年次有給休暇、特別休暇(結婚・出産休暇、リフレッシュ休暇等)、病気休暇があります。

エ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険等の各種社会保険に加入となります。

オ) 全国社会福祉協議会退職金制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職金制度に加入となります。

カ) その他条件は、蕨市社会福祉協議会職員就業規則によります。

10. 個人情報の取り扱いについて

本職員採用試験申込みにあたり提出された書類等は、蕨市社会福祉協議会の採用選考のみに利用し、それ以外の目的での使用はいたしません。

なお、提出された書類については厳重に保管管理し、採用試験終了後、適切に保管処理を行います。

11. その他

この試験についてご不明な方は蕨市社会福祉協議会総務課までお問い合わせ下さい。

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会 総務課
Tel 048(432)6760 (平日:午前8時30分～午後5時15分)